



◆基本情報(職員配置、届出の状況など)

病床の状況

(項目の解説) 医療機関の病床(ベッド)は、法律(医療法)の許可を得た上で設置することとされており、許可を受けた病床のうち、過去1年間に実際に患者を受け入れた病床数を稼働病床数として示しています。  
 なお、病室の広さは患者一人あたり6.4平方メートル以上と定められていますが、平成13年3月1日以前に許可を受けた医療機関は、6.4平方メートル未満でも可とされており、医療法上の経過措置に該当する病床として扱われます。  
 また医療法では、病床のうち、主として長期にわたり療養を必要とする患者が入院するための病床を療養病床と呼んで区分しています。  
 療養病床の中には、医療保険を適用した医療サービスを提供するのではなく、介護保険を適用した介護サービスを提供する病床もあります。前者は医療療養病床、後者は介護療養病床と呼んでいます。

		(病棟名)		(機能区分)								
		施設全体	3階病棟	4階病棟								
				回復期	回復期							
一般病床	許可病床	0床	0床	0床								
	上記のうち医療法上の経過措置に該当する病床数	0床	0床	0床								
	稼働病床	0床	0床	0床								
療養病床	許可病床	106床	53床	53床								
	うち医療療養病床	106床	53床	53床								
	うち介護療養病床	0床	0床	0床								
	稼働病床	106床	53床	53床								
	うち医療療養病床	106床	53床	53床								
	うち介護療養病床	0床	0床	0床								

診療科

(項目の解説) 主とする診療科は、5割以上の患者を診療している診療科を示しています。5割を超える診療科がない場合は、上位3つの診療科を示しています。

		(病棟名)		(機能区分)							
		3階病棟	4階病棟								
		回復期	回復期								
主とする診療科		リハビリテーション科	リハビリテーション科								
複数ある場合、上位3つ		-	-								
		-	-								
		-	-								

入院基本料・特定入院料及び届出病床数

(項目の解説) 入院基本料・特定入院料とは、入院時の基本料金に該当する点数ですが、種類によっては基本料金だけでなく、一定の検査や薬の費用などが包括されている場合もあります。病床を利用する患者の状態や職員の配置状況に応じて入院1日あたりの点数が設定されていて、様々な区分があります。  
この項目は、医療機関において、どの入院基本料・特定入院料の病床がいくつ設定され(届出病床数)、実際にどれだけの患者にその入院料が適用されているか(レセプト件数)を示します。

	(病棟名)								
	3階病棟	4階病棟							
	(機能区分)								
	回復期	回復期							
算定する入院基本料・特定入院料	回復期リハビリテーション病棟入院料2	回復期リハビリテーション病棟入院料2							
届出病床数	53床	53床							
病室単位の特入院料									
届出病床数	0床	0床							
病室単位の特入院料									
届出病床数	0床	0床							
介護療養病床において療養型介護療養施設サービス費等の届出あり	0床	0床							





		病棟以外の部門		
		手術室	外来部門	その他
看護師	常勤	0人	0人	0人
	非常勤	0.0人	0.0人	0.0人
准看護師	常勤	0人	0人	0人
	非常勤	0.0人	0.0人	0.0人
看護補助者	常勤	0人	0人	0人
	非常勤	0.0人	0.0人	0.0人
助産師	常勤	0人	0人	0人
	非常勤	0.0人	0.0人	0.0人
理学療法士	常勤	0人	0人	0人
	非常勤	0.0人	0.0人	0.0人
作業療法士	常勤	0人	0人	0人
	非常勤	0.0人	0.0人	0.0人
言語聴覚士	常勤	0人	0人	0人
	非常勤	0.0人	0.0人	0.0人
薬剤師	常勤	0人	0人	0人
	非常勤	0.0人	0.0人	0.0人
臨床工学技士	常勤	0人	0人	0人
	非常勤	0.0人	0.0人	0.0人

退院調整部門の設置状況

			(項目の解説)	施設全体
退院調整部門の有無			退院調整部門とは、退院先の検討や、退院後に必要な訪問診療や訪問看護、介護サービスの紹介等を行う専門部署です。この項目は、そうした部門の設置状況と、そこで勤務する職員の人数を示します。	有
退院調整部門に勤務する人数	医師	専従	(参考)MSW(メディカルソーシャルワーカー) 患者・家族の心理的、社会的問題の解決、調整を支援し、社会復帰の促進を図る専門職です。	0人
		専任		0.0人
	看護職員	専従		0人
		専任		0.0人
	MSW	専従		0人
		専任		3.0人
	MSWのうち社会福祉士	専従		0人
専任		2.0人		
事務員	専従	0人		
	専任	0.0人		
その他	専従	0人		
	専任	0.0人		



























